

総務文教消防委員会会議録（令和元年9月11日）

出席委員 尾崎委員長 開田副委員長 脇坂委員 岩城委員 古沢委員 高橋委員
欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 澤口
総務課長 菅沼会計管理者 按田消防署長 上田教育委員
会事務局長 川岸営繕課長 伊井監査委員事務局長 広田
学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ども課長 相沢企画
政策課主幹 奥村財政課主幹 高倉税務課主幹

職務のため出席した事務局職員 高橋主査

午前10時00分開会

尾崎委員長 ただいまから令和元年9月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

高橋久光委員、脇坂章夫委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

常任委員会に付託されました予算案の説明につきましては、全体委員会のみですることになっております。

よって、議案第54号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第2号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局のほうから追加で説明する事項はありますか。

（特になし）

尾崎委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手のうえ、発言願います。

岩城委員 54-12ページ、スポーツ・健康の森公園整備費、屋根つきの駐輪場をつくるというところをお聞きいたしました。2カ所ということですが、何台ほどとめられて、とめる予定の大きさか、場所はどこらあたりになるのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

上田教育委員会事務局長 第1駐車場の正面入口左側に、幅2メートルの20メートルの長

さで1つの駐輪場がございます。もう1カ所が、その駐輪場の富山側にトイレがございますが、その山側に長さ10.5メートルほどの駐輪場がございます。その2カ所について屋根を設置したいというものでございます。

岩城委員 といいますのは、今駐輪場にしているところという考えでいいですか。

上田教育委員会事務局長 今、申しました2カ所につきましては、白線で駐輪区域ということで指定しておりまして、こちらのほうに利用者にとめていただいています。

岩城委員 わかりました。

それともう1つ、もとへ戻って54-11の第10款の体育施設費、テニス村管理運営費、非常用照明バッテリーの交換ということで、ふぐあいがあったということは、何かこれは故障したということであると。等と書いてありますから、そのほかにまだ何か交換するというか、それだけじゃないということですね。

上田教育委員会事務局長 点検検査をした結果、経年劣化、老朽化によるふぐあいと、それにあわせて、もう古いという時期のものも含めて改修するものを合わせたものということで、そのように記憶しております。

岩城委員 もう1つ、戻ってばかりいますが、54-10ページ、10災害対策費、ハザードマップ作製を聞いております。私、3月議会のときに、このハザードマップをつくらないのかということを確認したら、1000年に一度のハザードマップではあまり意味がないのでつくらないというような返事でなかったかなというような気がするがやけども、今回、これはどの程度を想定したハザードマップをおつくりになられるんですか。

澤口総務課長 今、国のほうから交付金がありまして、今ほど言われた1000年に一度の洪水を想定したものを作製するというようにしております。委員さんご質問のときに、そういうお答えはしたかもしれませんが、国からつくりなさいということで交付金があるということで、今回つくることにいたしました。

岩城委員 3月に質問したときは、交付金みたいものはなかったもので、今、お金が出てきたら、ならやりましょうかということですか。

澤口総務課長 国のほうからマップはつくりなさいということでありましたが、今回、国の交付金があたるということで予算化させていただいたものであります。

岩城委員 各地区の防災、皆さん方、想定していろいろと訓練されるので、ここ一、二年、市へハザードマップがないので、どこへどういうふうにして逃げればいいのか、どういうふうにするべきなのか指針がわからないというのを聞いていましたので、それで3月

議会のときに質問をさせていただいたがで、これは今年度作製するということになれば、まさか今11月だと、ことしいっぱいに間に合うというわけではないことになるがけ。

澤口総務課長 今年度いっぱいには作製したいなというふうに考えております。ことしじゅうではなくて、今年度いっぱいということで考えております。

岩城委員 ということは、ことしの防災の訓練には間に合わないということになると思うので、ひとつ来年からでも、そういう要請があったらお示しして、訓練に役立つようにしていただきたいと思います。

以上です。

尾崎委員長 ほかに質疑等ございませんか。

古沢委員 補正予算の歳入歳出のところに、いわゆる歳入歳出ともに、保育料の無償化の関係で、それから条例改正も関係するんだと思うんですが、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

いろいろ報道されているのですが、私の印象では大変複雑でわかりにくいなという思いがあるので、何点か確認をしたいと思います。

まず第1点は、滑川市がずっとやっている第2子以降分の無償化というのは変わらないのかということ。報道では、保育料から切り離して副食費が実費になるというような報道もあるので、この点についてまず確認をしたいと思います。

落合子ども課長 今ほどの古沢委員さんの質問なんですけれども、10月以降、国の制度ということで、3から5歳児の保育料無償、それからゼロ～2歳については、住民税非課税世帯が無償ということになっております。3から5歳児の無償化については、現在、保育料の中に副食費、おかず代とかおやつ代が含まれておりますけれども、その分は対象としないというふうにっております。

滑川市のほうの第2子以降の保育料無償化は、年齢にこだわらず、ゼロ歳児から就学までを対象にしておりますし、国が今回無償化の対象外とする副食費についても、国の基準額で面倒見ますよということでございます。

古沢委員 じゃ、第2子以降は、これまでどおり無償ということでもいいんですね。滑川市の場合は、年齢にかかわらず。

落合子ども課長 そういうことでございます。

古沢委員 そうしたら、今の説明で、第1子の場合は、国がいわゆる副食費を切り離すということなので、第1子については、3歳から5歳児については副食費は徴収すると、

こういうことでよろしいのでしょうか。

落合子ども課長 滑川市のほうで無償化の対象としておりますのは、第2子以降ということでございますので、第1子さんの食費については、今後、園において園の定める額を自園徴収するということになっておりますので、園さんのほうで徴収するということになります。

古沢委員 0歳から2歳児までは、副食費も保育料の中というような話も何か、正しいかどうかわかりませんが、というふうなことも聞いているんですけど、0～2歳児についてはどういう扱いになるのでしょうか。第1子の場合。

落合子ども課長 0～2歳児のお子さんの保育料、いわゆる3号のお子さんということでございますが、3号の保育料については、従来どおり保育料の中に副食費を含むという形にしておりますので、副食費という考えは0～2歳児の保育料には出ていないということでございます。

古沢委員 これだけ聞いても大変難しいんですが、保護者の皆さんにとってみたら、全体どうなるかということ、極端なことを言うともういい。我が子の保育料がどうなるのかというのが一番気になる場所だと思うんですが、それぞれ園においては、個別に、あるいは市からなのかわかりませんが、個別にこういうふうになりますよ、あるいは、まだもう少し先でしょうが、来年入園される子どもたちに対しての説明会の際にも、そういう個別みたいな話が当然案内が行くんだろうと思いますが、それでよろしいですか。

落合子ども課長 現在の保育料につきましては、実は9月が改定の時期になります。ですので、この9月、8月末に9月からの保育料がどうなりますよというふうに通知を出しております。その中で10月以降のお子さんは、無料になる方はその旨記載しております。

また、副食費についても、副食費の扱いがどうなりますよというのは、3～5歳児の親御さんに関しては、通知を園を通して出してあります。また、各園さんにおかれましても、10月までに副食費とか保育料等の説明を行っておられるというふうに聞いております。

古沢委員 何しろそれぞれの園でも努力されるんだろうと思いますが、丁寧に説明してあげて、混乱のないようお願いをしたいと思います。

それでは、個別の話ではなくて、市の負担は実質どうなるのかということについてお尋ねをしたいと思います。今回補正予算で言うと、国の交付金が入ってきているよ

うですけれども、前に聞いている話では、消費税増税分を充当してというような話でしたけれども、10月1日からの増税を考えているようですが、それがそのまますぐ入ってくるわけではないので、それにかわる措置として交付金が入ってくるのかなと思うんですが、そういう考えでいいんでしょうか。

奥村財政課主幹 今年度分の子ども関係の子育て支援関係のものでございますが、当初予算でもお示ししておりますが、地方特例交付金ということで、市の負担分につきまして、今年度分は全額国のほうで保障しますよと。この分については地方特例交付金のほうで今年度は措置すると。次年度以降、令和2年度以降においては、消費税交付金で全額を賄うということになっております。

以上でございます。

古沢委員 次年度以降は、交付金が別枠で入ってくるがけ？ いわゆる地方交付税とは別枠で入ってくるんですか。

奥村財政課主幹 そのとおりでございます。

古沢委員 別枠でね。

奥村財政課主幹 別枠で入ってくる。

古沢委員 心配するのは、この間、違う話で、就学援助金の話もありましたけれども、国はよくこういう新しい制度ができたときに、国の負担分を地方交付税で措置しますと、基準財政需要額に算入して交付税措置しますと言っている場合が多いもので、ところが、きのうもちょっと立ち話をさせていただいておりましたけれども、実質よくわからん、あくまでも理屈のうえの話で、実際にお金がちゃんと入っているのかどうなのかよくわからないということがよくあるので、別枠でちゃんと確認できるように入ってくるのかというのが心配になったので確認をしたわけですが、それでよろしいですね。

奥村財政課主幹 お答えいたします。

交付税上は基準財政需要額のほうにも、今回の保育料無料化の部分については、恐らく基礎額へ入れられる。収入額のほうでは、消費税交付金というものが新たに創設される。増える部分については、そのまま収入額のほうで見られるということになりますので、総額として地方財政計画上は総枠の範囲が大きくなるというふうに考えております。

ということから考えますと、国の考え方では、全額を見ているということになるかと思えます。

古沢委員 国の考え方で言わんにゃ。地方の考え方は別やろ。それ以上言いませんけれど

も。

尾崎委員長 ほかに。

古沢委員 もう1つ。議案第65号の消防団条例のところで、説明聞いたんだと思うんですが。

尾崎委員長 これは条例……。

古沢委員 ごめんなさい。後で。

尾崎委員長 ほかに予算関連の質問、質疑等ございませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようでしたら、予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第61号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次説明を求めます。

落合子ども課長 では、議案第61号ということで、議案集の61-1ページをお願いします。

滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は資料集で行います。8ページをお願いします。

まず、改正理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日に施行されたことから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、令和元年6月14日に施行されたことから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容なんですけれども、まず(1)保育所等との連携に関する規定の見直しについて、3点ほどございます。

第7条 保育所等との連携関係では、家庭的保育者事業等といたすのは、市町村の認可事業である家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つを指します。ちなみに、現在市内には対象事業者等はございませんが、いずれも主に0～2歳児を対象としており、3歳以降も継続して保育を受けることができるよう、保育所、幼稚園、認定子ども園を連携施設として確保することとされております。

この保育所や幼稚園、認定こども園でなくても、利用定員が20人以上の企業主導型保育施設や、自治体が運営、支援する認可外保育施設等を確保すればそれでもいいよというように、規定を見直すものでございます。

2点目として、47条の連携施設に関する特例関係でございますが、今ほど説明した4つの事業者等のうち、保育所型事業所内保育事業については、保育士配置等の基準は認可保育所と同等であることから、実際に満3歳以上の受け入れを行っている場合は、連携して確保を不要とする旨を新たに追加規定するものでございます。

また、附則第4項、連携施設に関する経過措置関係でございますけれども、この連携施設の確保に関する経過措置を5年から10年に延長するものでございます。

(2) としまして、第25条、職員の条件等の部分ですが、引用している法令の号の繰り上げによる修正を行っております。

また、(3) としまして、食事の提供の経過措置に関する適用の見直しということで、第17条、食事の提供の特例、附則第3項関係でございます。

食事の提供に関する基準といいますのは、自園調理義務ですとか調理設備の整備、調理員の配置等がございますが、その適用を猶予する場合は、家庭的保育者の居宅での保育、例えば保育ママが自宅でお子さんを預かるといったケースに限ってございましたけれども、その経過措置猶予の適用を家庭的保育者の居宅以外で保育を提供する事業者、例えば自宅以外のほかの場所でお子さんを預かるといったケースも含めるというものでございます。

ちなみに、現在、先ほども言いましたが、こういった事業者は市内にはいないところでございます。

施行期日は公布の日というふうにしております。

新旧対照表については、説明を省かせていただきます。

続きまして、議案第62号、議案集でいいますと、62-1 ページでございます。

議案第62号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は資料集のほうでお願いします。13ページをお願いします。

まず、改正理由ですけれども、幼児教育、保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等関係法令の規定整備が行われ、令和元年10月1日に施行されることから、

当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。

まず、第13条、利用者負担額等の受領関係のほうでは、幼児教育、保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた2号認定の子どもに関する副食費、おかず代やおやつ代でございますけれども、それは事業者が保護者から支払いを受けることができる費用として規定するとともに、その費用が免除となる対象者を規定するものでございます。

ちなみに、この免除対象者といいますのは、年収で360万円未満相当世帯、市民税所得割課税額7万7,101円未満の世帯というふうになっております。

それともう1つは、国でいう国カウントといいますか、小学3年生を頭として、第3子以降の世帯の副食費等がその免除に入っております。

次に（2）第42条特定教育保育施設との連携及び附則第5項、連携施設に関する経過措置関係では、先ほど議案第61号のほうで、家庭的保育事業者等における連携施設確保に関する基準緩和についてご説明しましたけれども、こちらの特定地域型保育事業事業者といいますのは、先ほどの4つの中で、市が施設給付の支給対象として確認した事業者のことでございまして、連携施設や経過措置の延長に関して同様の内容としてあわせて改正するものでございます。

次に、（3）としまして、子育てのための施設等利用給付が創設され、現行のものは27年度からスタートした子どものための教育・保育給付のことでございますが、これと同様の手続が設けられたことから、従来の制度の支給認定、給付といった手続と、新しく創設された制度の支給認定、給付等をそれぞれ区別する必要がございまして、文言を整理するものでございます。

施行期日は令和元年10月1日でございます。

新旧対照表については、説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、議案第63号でございます。議案集63-1ページをお願いします。

滑川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

説明は資料集のほうでお願いします。52ページをお願いします。

まず、改正理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日に施行されたことから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、放課後児童支援員は保育士や教員資格、また学童従事の経験などの基礎資格に加え、認定資格研修の修了が必須となっておりますけれども、その研修の実施者に新たに指定都市の長を加えるものでございます。

施行期日は公布の日というふうにしております。

新旧対照表については、説明のほうを省略させていただきます。

按田消防署長 議案第65号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案資料集にて説明させていただきます。56ページをお願いいたします。

改正理由といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、地方公務員法の一部が改正され、令和元年12月14日に施行されることから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、第7条関係（1）消防団員の欠格条項から「成年被後見人等」を削るものであります。

（2）その他の規定の整備といたしまして、「禁固」を「禁錮」に文言を訂正します。「免職」を「懲戒免職」に改めます。

施行期日は、令和元年12月14日であります。

新旧対照表については、説明を省かせてもらいます。

尾崎委員長 それでは、これより質疑に入ります。

上田市長 落合君、君の説明した部分で、滑川に直接影響のあるところはどんなところがあるか、説明してくれ。滑川に影響あるか、何かということを具体的に言ってくれ。

落合子ども課長 今ほどご説明しました議案第61号、議案第62号に関する部分ですが、滑川市の家庭的保育者事業等といたしますのは、先ほども言いましたけれども、現在滑川市のほうでは、該当の事業所等はありません。

議案第62号のほうで、先ほど古沢委員さんの質問にもございましたけれども、（1）のほうで第13条、利用者負担額等の受領関係というのは、今現在1号認定、2号認定を受けていらっしゃるお子さん、2号認定を受けていらっしゃるお子さんの副食費に関する部分ですので、このへんは滑川市のほうへ関係してきます。今まで保育料に含まれていた副食費を事業者側が徴収する。その旨の改定がかかっております。

それと、議案第63号関係は、放課後児童健全育成事業に関する部分でございますが、

現在、富山県のほうでは、県が行う研修を支援員さんが受講して修了されているところ
でございまして、新たに指定都市の長が行う研修を受けた方も支援員とすることができる
ということですが、今現在のところ、指定都市の長が行う研修を受けた方
というのはちょっと想定しにくいところがございます。ただ、市外から来られた方で、そ
ういったものを既に修了された方が新しく支援員となる場合というのは出てくるかと
思います。

古沢委員 議案第61号の関係で、今家庭的保育事業者は市内にないというお話しでしたが、
保育所型事業所内保育事業を行う者、これは市内ではどうなんですか。

落合子ども課長 市内では、現在のところいらっしゃいません。今言う保育所型事業所内
保育と、企業主導型の事業所内保育は、また違うものですので、今市が認可する事業所
内保育というのは、現在ないところがございます。

古沢委員 ないがだけど、一般論としては、連携施設というのは同一自治体の中になけれ
ばならないという意味なんじゃないか。直接関係ないがだろうけど。

落合子ども課長 あくまでお子さんが0～2歳の後、引き続き保育を受けることができる
施設ということでございますので。

古沢委員 自治体とは限らん。

落合子ども課長 そのへんはちょっと確認させてください。

尾崎委員長 確認後また報告ということによろしいですね。

古沢委員 私も今回改めて、説明により認識を新たにしたいんですけど、63号の関係で言う
と、放課後児童支援員の認定資格でなったのが、従来都道府県知事だったのが、今度、
政令指定都市の長が行うというのでもいいということになる。ということは、これまで
例えば、県外で認定資格を取られた方が、滑川へ来られたという場合でも、認定資格そ
のものはそのまま生きている、いけるわけですか。

落合子ども課長 そのとおりでございます。

古沢委員 もう1つ。さっきちょっと消防団条例の改正のところ、資料集の56ページ、
その他規定の整理のところ、免職から懲戒免職というふうに変更されるんですが、こ
れは具体的にどう違うのか、ちょっとわかりやすく説明をお願いします。

按田消防署長 例を挙げますと、公務員の方で、分限処分の免責の方だと今は今まで入ら
なかったのですけれども、今後、懲戒免職のみに改めるということになります。

古沢委員 これまでよく知らなかった。わかりました。

尾崎委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は、挙手を願います。

(討論する者なし)

尾崎委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第54号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第65号の5議案を一括して採決を行います。

議案第54号 令和元年度滑川市一般会計補正予算(第2号)

議案第61号 滑川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 滑川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 滑川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

以上の案件について、賛成の委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

尾崎委員長 賛成全員。よって、議案第54号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第65号の5議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時37分議決

尾崎委員長 以上で、付託案件の審査は終わりました。

日程第3 その他につきまして、当局のほうから何かありましたらお願いします。

上田市長 防災関係につきましては、県といろいろ話もしておりますが、私の立場、目から見て、いろいろ、例えば常願寺川、1000年に1回の影響が滑川にしても、高月のほうまで影響があるということを使うわけでありまして、追加追加で新たなものが加わってくるんですが、県のほうの防災についての滑川市に対する細かい打ち合わせが行

われておりません。

こちら県庁には行くんですが、河川課及び防災のほうの担当がしっかりした具体的なものは示していませんので、先ほど澤口が言いましたように、国のほうでつくれということになります。このあたりも確認しないと、私としてはつくっても、絵に描いたもちだけで報告をしておるだけのための報告であっては困るのでありまして、このあたりは、これから少し強力で潰していきたく。精査して確かなもので案内したいと思っている。市民の皆さんにかけらも動揺を与えることはいけませんので、そんなことを考えておるわけです。

例えば、いまだかつて線路上の人たちは、津波を見たら、どこに逃げればいいのかと、線路上に津波は上がらんとおるのに、みんな、まだそう思っておる。どうもこのあたりは、私どもの行政としての市民に対する方向が少し欠落していると、このように思っています。

呉羽山断層とか糸魚川のほうからの地震ということで一回一回その地震は変わってくるということにもなりますので、これは一時的には今の段階でもハザードマップはできるかも知れませんが、今後、ハザードマップ自体が根底から変わってくる可能性があるということだけは、皆さんの心の中にとめていただきたいということで一言申し上げました。

以上です。

尾崎委員長 これは、ハザードマップの作製のことに関してということですね。

上田市長 だけどね、常願寺川が暴れて、滑川に水が来るといのはできるわけないんですよ。この話は全然していないんで、今の現状で水が来るぞ、来るぞといのは、これは上のほうも、県にしても言うべき言葉ではない。県民を脅かしているだけなので、けしからんと思います。

尾崎委員長 その他ということで、当局のほうから。

広田学務課長 滑川市における通学区域の適正化について（答申）という資料がございますでしょうか。こちらについてお話しいたします。

7月29日月曜日と8月28日水曜日両日にわたり、19時から東別館3階で通学区域審議会が開催されました。この審議会は10年に1回の開催で、本年はその年にあたります。

現行の通学区域の適正化における留意すべき事項について検討していただき、ご提言をいただく会議であります。

滑川市教育委員会は、学校教育法施行令第5条の規定によって滑川市小中学校の通学区域を、滑川市立小中学校の通学区域の設定に関する規則として定めています。それに基づき、原則、町内ごとに通学区域を定めているところでございます。

この会議の出席者は、学識経験者、町内会連合会長、小学校PTA会長、小中学校校長会長でした。

今回、この審議会では、2カ所の要望について挙がってきており、それについて協議したところであります。2回の結果を踏まえて、審議会では教育委員会に提出する答申がお手元の資料のようにまとまりました。

読み上げます。

1、通学区域については、町内会単位で設定するという原則に基づき、適切に設定するとともに、要望があった2カ所の通学区域のうち、1カ所（田中新町町内会）について要望のとおり変更するというので、2枚目の地図をごらんください。

今回要望のうちの1つ、田中新町のほうは青色で記してあります。こちら見にくいのですが、住宅が建っております。こちらはこれまで西部小学校の通学区域だったんですが、田中小学校にということで、前の境界線が黄色ですが、この青のエリアのところの黄色で書いてあるところが前の境界線です。今回の指針によって緑のところというふうに変更いたします。

1枚目に戻ってください。

2番、配慮が必要な児童生徒については、就学指定校の変更を相当と認める具体的な事由に基づき、適切に判断されるとともに生徒の周知に努められたい。

指定校の変更についての許可基準は定めてありまして、ホームページに載せてありますし、要望がありましたら、その基準に従って対応していくということです。

今後より一層窓口等で丁寧な対応をお願いしますということで、文言が入っています。

3番です。今後の審議会の開催時期については、概ね4年に一度程度のほか、審議が必要な事案が発生したときに随時開催されたいということで、これまで10年に一度だったということですが、社会の変化、また宅地の造成等ありまして、4年に一度というふうになりました。

なお、1カ所の要望、下島町町内会については、定住前につき保留するというので、もう一度2枚目の資料をごらんください。

これは左側の下の部分を緑で示した地図です。ちょっと見づらいんですが、ここは田になっています。こちらにつきましては、要望書には下島町内会になるものと考えますとありまして、まだ定住者もいませんし、町内会として確定というまでにはいかないなど、委員の方のいろんなご意見をいただいた結果、保留ということになりました。

これにつきましては、この後答申書をまとめまして、8月28日水曜日に開催されました教育委員会定例会に提出され、承認されたところでございます。

以上、報告です。

尾崎委員長 ほかに当局のほうからありますか。

(特になし)

尾崎委員長 ないようでしたら、委員の方から何かありませんか。

(質疑する者なし)

尾崎委員長 ないようですので、これにて令和元年9月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時46分閉会